

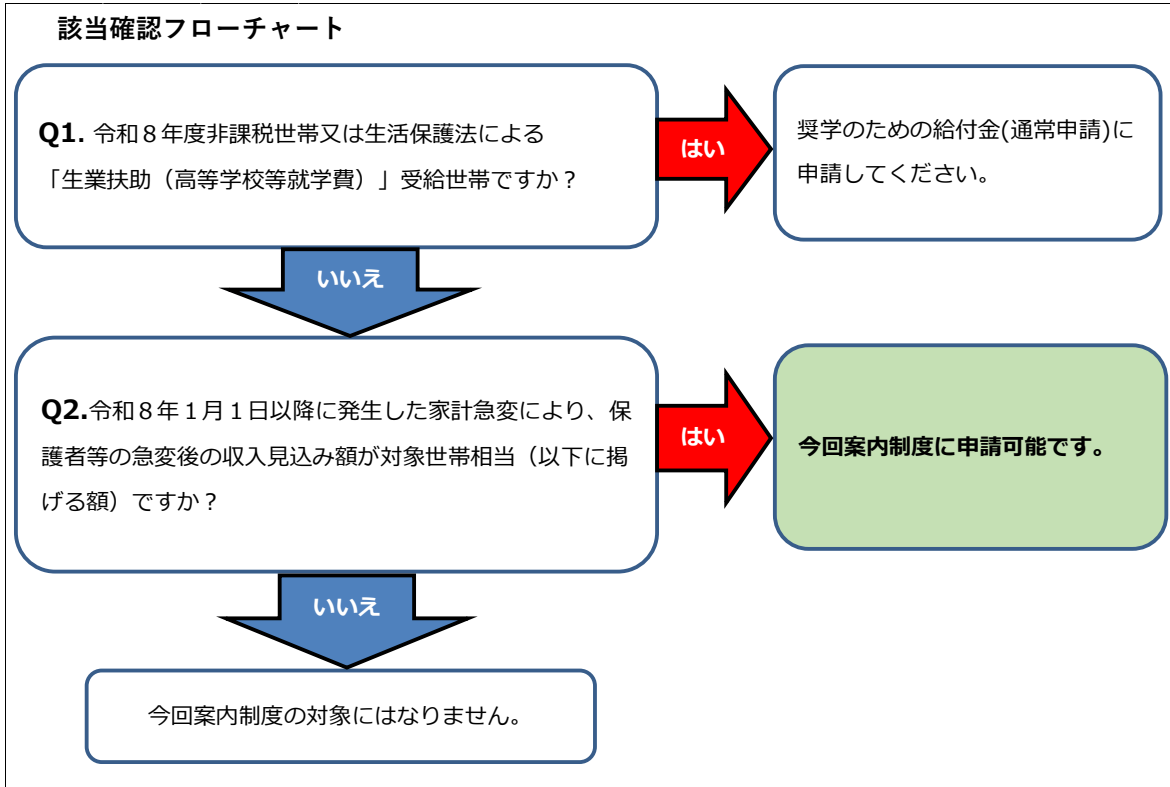
令和8年度京都府奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）のお知らせ

【京都府外の私立高校等に通う生徒の保護者向け】

京都府では、私立高校等に通う高校生等のいる低・中所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とした給付金を支給します。（返還は不要）

今回の御案内は、保護者の失職等により、収入が激減した世帯が対象です。

該当確認フローチャート



【1】対象となる世帯

以下のすべてに該当する世帯が対象です。

- ① 保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住。
- ② 高校生等が、高等学校等就学支援金対象校である学校又は高等学校専攻科に基準日（※）時点で在学しており、休学中でない。

※基準日…7月1日までに家計急変→基準日は7月1日

7月2日以降に家計急変→基準日は家計急変発生日又は申請日の翌月1日

- ③ 高校生等が、高等学校等（修業年限が3年未満を除く）を卒業又は修了していない。
- ④ 高校生等が、通算3回（定時制・通信制の高等学校等の場合は通算4回）以上、本給付金の給付を受けていない。

※学び直し支援金受給者は、追加で1回受給可能（定時制・通信制の高等学校等の場合は最大2回）

- ⑤ 家計の急変により、急変後1年間の収入見込額が対象世帯相当である。

※**非課税世帯**相当と認められる世帯年収見込額等の例は以下表のとおり。

会社員の場合は給与収入、自営業者の場合は事業所得（収入金額－必要経費）で判断する。

非課税世帯相当	寡婦(夫)と子	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与収入(会社員)	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満
事業所得(自営業者)	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下

※住民税所得割課税世帯相当であっても、対象となる可能性があります。

詳しくは別紙をご参照ください。

【2】給付額（年額）について

世帯区分	課程	給付年額（※）	7月2日以降に家計が急変した場合
非課税世帯相当	全日制・定時制	152,000 円	給付額は、「 <u>令和9年3月までの月数</u> 」に応じた <u>月割額</u> となりますので、左記金額と異なります。
	通信制・高等学校専攻科	52,100 円	
住民税所得割課税世帯相当	別紙のとおり		

（※）給付年額は、7月1日までに家計が急変した場合で、10月までに京都府へ申請された方に支給する金額です。11月以降の申請となった場合は、月割額での支給となります。

【3】申請書提出先・提出期限 <お問い合わせ先 電話番号：075-414-4516>

以下の宛先に郵送してください。

提出期限 ① 7月1日までの家計急変：令和8年10月30日（金）※当日消印有効

② 7月2日以降の家計急変：令和9年2月19日（金）まで随時受付

■宛先 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

【4】提出書類（チェックシートとして使用できます。）

全員	☐	京都府奨学のための給付金申請書（別記第1号の2様式）
	☐	給付金振込先口座の通帳の写し等 （金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかる部分） ※申請者以外の口座を振込先に指定する場合は「受領委任状」も提出してください。
	☐	国籍・在留資格等の申告書類
	☐	令和8年度課税証明書の原本（保護者等の全員分）
専攻科	☐	個人対象要件証明書 ※在学している学校から証明を受けてください。
+		
会社員	☐	●家計急変の発生事由を証明する書類 例）離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書 等のコピー ※離職していないが減収となった場合など、該当する書類がない場合は提出不要です。
	☐	▼家計急変後の所得確認書類等 家計急変後（家計急変発生月含む）3ヶ月分の、以下A又はB A：給与明細書のコピー B：会社作成の給与見込計算書の原本 組み合わせ例）Aのみ3ヶ月分、A1ヶ月分+B2ヶ月分 等 ※再就職した場合は、 <u>再就職後3ヶ月分</u> を提出してください。 ※離職後に再就職していない場合など、該当する書類がない場合は提出不要です。
自営業者	☐	●家計急変の発生事由を証明する書類 例）破産手続開始決定通知書・廃業等届出・公的支援の受給証明書 等のコピー ※廃業していないが減収となった場合など、該当する書類がない場合は提出不要です。
	☐	▼家計急変後の所得確認書類等 家計急変後に作成した、以下A又はB A：税理士又は公認会計士の作成した証明書類の原本 B：年間収支見込計算書（京都府様式）+経営不振により公共的団体から融資等を受けていることが確認できる書類（金融機関への借入申込書又は融資決定書類等） ※会社を休業する場合などは提出不要です。

※「▼家計急変後の所得確認書類等」は保護者等の全員分を提出してください。

(別紙)

○給付額（年額）について

世帯区分		課程	給付年額	7月2日以降に家計が急変した場合
住民税所得割課税世帯相当	105,500円未満相当	全日制・定時制	50,670円	給付額は、「令和9年3月までの月数」に応じた月割額となりますので、左記金額と異なります。
		通信制・高等学校専攻科	17,370円	
	105,500円以上182,500円未満相当	全日制・定時制	38,000円	
		通信制	13,030円	
	105,500円以上264,500円未満相当かつ多子世帯	高等学校専攻科	13,030円	

○対象となる世帯

【片働き世帯向け（片親の収入が100万円以下）】

※課税世帯相当で対象と認められる世帯年収見込額等の例は以下表のとおり。

会社員の場合は給与収入、自営業者の場合は事業所得（収入金額－必要経費）で判断する。

住民税所得割課税額 105,500円未満相当	寡婦(夫)と子	扶養2人	扶養3人	扶養4人
給与収入(会社員)	3,664,000円 未満	3,800,000円 未満	4,307,000円 未満	4,814,000円 未満
事業所得(自営業者)	2,361,000円 以下	2,466,000円 以下	2,861,000円 以下	3,255,000円 以下

※16歳未満は扶養控除対象外のため、扶養人数に含めないでください。

住民税所得割課税額 182,500円未満相当	寡婦(夫)と子	扶養2人	扶養3人	扶養4人
給与収入(会社員)	4,764,000円 未満	4,900,000円 未満	5,407,000円 未満	5,914,000円 未満
事業所得(自営業者)	3,216,000円 以下	3,322,000円 以下	3,716,000円 以下	4,111,000円 以下

※16歳未満は扶養控除対象外のため、扶養人数に含めないでください。

住民税所得割課税額 264,500円未満相当	扶養2人	扶養3人	扶養4人	扶養5人
給与収入(会社員)	6,071,000円 未満	6,578,000円 未満	7,025,000円 未満	7,468,000円 未満
事業所得(自営業者)	4,233,000円 以下	4,627,000円 以下	5,022,000円 以下	5,416,000円 以下

※16歳未満は扶養控除対象外のため、扶養人数に含めないでください。

共働き世帯は裏面へ

【共働き世帯向け】

※以下計算式により⑨住民税課税所得割額を求めてください。

家計が急変していない保護者分は令和8年度の住民税所得割額を適用します。

① 給与収入額【 円】

急変後3ヶ月分の給与収入額（非課税の通勤手当等除く。）の平均×12ヵ月

② 給与所得控除【 円】（※自営業者は0円）

① が 190 万円以下 : 650,000 円

① が 190 万円超 360 万円以下 : ①×30%+80,000 円

① が 360 万円超 660 万円以下 : ①×20%+440,000 円

① が 660 万円超 850 万円以下 : ①×10%+1,100,000 円

③ 社会保険料控除【 円】

①×10%

④ 基礎控除 【430,000 円】（一律固定）

⑤ 配偶者・扶養控除 【 円】

扶養人数（控除対象配偶者含む）×330,000 円

⑥ 課税所得金額 【 円】

①－（②＋③＋④＋⑤）

⑦ 調整控除前 【 円】

⑥×10%

⑧ 調整控除額 【 円】

50,000×（扶養人数（控除対象配偶者含む）＋1（世帯主））×5%

⑨ 住民税課税所得割額 【 円】

⑦－⑧